

## 平成 31 年度特別研究出版助成 計画調書記入要領

「駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程」並びに「特別研究出版助成細則」  
【参考】を参照）と以下の計画調書記入要領に基づき作成すること。

なお、計画調書は所定のものを使用し、該当欄に記入しきれない場合は、別紙（A4 版・縦）を用いて差し支えない。

### 1. 出版者

申請者の氏名を記入し、押印すること。また、共著者がいる場合は、共著者全員の氏名を記入すること。

\* 共著については、特別研究出版助成細則第 5 条第 2 項を参照。

### 2. 代表者所属・職名

所属する学部等又は法科大学院の名称及び平成 31 年 4 月 1 日現在の職名を記入すること。

### 3. 代表者研究分野

申請者の研究分野を記入すること。

### 4. 出版タイトル

原則として採択後の出版タイトルの変更はできないので留意すること。

### 5. 発行所

発行所の名称・住所・電話番号・担当者名を記入すること。

### 6. 刊行スケジュール

特別研究出版助成細則第 3 条に基づき、当該年度の 2 月末日までに確実に刊行出来るよう無理のない計画を立てること。

### 7. 助成申請額

駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程第 5 条第 2 項に基づき、助成申請額を記入すること。1 件あたりの交付額は、70 万円以上 100 万円以内とする。

### 8. 過去の助成状況

駒澤大学特別研究助成及び出版助成・文部科学省又は日本学術振興会科学研究費補助金を過去 5 年間に受けた場合（共同研究者は研究代表者のみ該当）には、その状況を記入すること。

### 9. 出版の目的および意義

駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程の趣旨に沿った目的と意義を記入すること。

## 10. 出版物の概要

内容が的確に把握できるよう記入すること。

## 11. 期待される成果等

出版後に教育・研究に期待される成果の内容を記入すること。

## 12. 価格の設定（助成を受けた際の価格設定）

原価・卸売価格・定価の設定は、次の事項に留意すること。

1. 卸売価格が原価を下回らないこと。
2. 定価は原価の2倍を超えないこと。

### [A欄]

次の理由のいずれかにより、出版する場合には、特別研究出版助成計画調書のA欄所定の事項を記入すること。

この場合、出版助成交付前と出版助成交付後の見積書各1通（計2通）を添付すること。

1. 発行部数を増やさず卸売価格・定価を下げる場合
2. 発行部数を増やして原価を下げる場合

### [B欄]

発行部数・原価・卸売価格・定価の変更はないが買取りにより無料で配布する場合には、見積書1通を添付すること。

### [C欄]

A・B欄のいずれにも該当しないときはC欄に記入すること。この場合、見積書1通を添付すること。

(注) 価格の設定がA・B・C欄のすべてに該当する場合には、それぞれ該当する欄に記入すること。

出版助成の計画調書は、駒澤大学ホームページの下記のURLからダウンロードすることができます。

<https://www.komazawa-u.ac.jp/research/grant-program/komazawa-special.html>

(駒澤大学トップページ→研究→研究助成→駒澤大学特別研究助成→計画調書)

### 【問い合わせ先】

教務部研究推進課 研究支援係

電話：3418-9710

E-mail: ken-shien@komazawa-u.ac.jp

【参考】○駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程

昭和54年10月15日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、駒澤大学の専任教員が、その専門分野において学問の進歩発展に寄与する高度な学術研究を行うにあたり、必要な費用を補助する等その研究及び出版の助成をすることを目的とし、それに関する事項を定める。

(委員会の構成等)

第2条 駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する制度を適切に運営するために、運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各学部長等及び法曹養成研究科長
- (2) 学部等及び法科大学院の教授会で選出された教授各1人
- (3) 教務部長
- (4) 前各号に定める委員のほか、幹事若干人

3 委員会は、委員の互選により委員長1人を選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、これを統轄する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役職上の委員の任期は、その在任期間とする。

(委員会の開催・審議事項)

第3条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の決定は、出席委員の過半数をもって行う。

4 委員会は、学長が決する次の事項について審議する。

- (1) 助成の採択及び助成金額に関する事項
- (2) 収支報告の審査に関する事項
- (3) 研究成果の公表に関する事項
- (4) 助成の取消し及び助成金の返還に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、助成の適正な運営のため必要な事項

(専門委員の意見聴取)

第4条 委員会は、助成の採択について、専門委員の意見を聴取することができる。

2 委員会は、研究課題について専門知識を有する専任教員に専門委員を委嘱することができる。

## (助成の種類・金額)

第5条 この規程による助成は、研究助成及び出版助成の2種類とし、研究助成は、個人研究に対する助成と共同研究（第6条に定める専任教員による研究に限る）に対する助成とに分ける。

- 2 助成の種類と金額は、別表のとおりとする。
- 3 助成金の交付に関して必要事項は、別に定める。

## (助成対象者)

第6条 この規程により助成を受けることのできる専任教員は、各学部等又は法科大学院の教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、専任教員が助成を申請できるのは、本学に就任した年の翌年からとする。

## (研究助成の申請等)

第7条 研究助成を受けようとする者は、所定の書面に研究の目的、計画及び予算等を明記した申請書類を当該学部長等又は法曹養成研究科長に提出しなければならない。

- 2 当該学部長等又は法曹養成研究科長は、学部等教授会又は法科大学院研究科教授会の議を経て、委員会へ申請するものとする。
- 3 研究助成の採択順位については、特別研究助成に関する内規の定めるところによる。

## (研究助成金の使途)

第8条 この規程により交付された研究助成金は、研究用の図書、資料及び器具備品（以下「図書等」という。）の購入のために使用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究助成金は、研究上必要なときは、次に掲げるものに使用することができる。
  - (1) 消耗品の購入、謝金、印刷費及び文献複写費等で支払を証明できるもの
  - (2) 研究旅費及び通信運搬費等で支払を証明できるもの

## (研究助成を受けた者の責務)

第9条 研究助成を受けた者は、研究の成果及び助成金の使途について当該年度末に委員会に対し文書をもって報告しなければならない。

- 2 研究助成を受けた者は、原則として研究終了後1年以内に研究成果を公表し、かつこれを委員会に提出しなければならない。
- 3 研究助成を受けた者は、研究終了後、文部科学省又は日本学術振興会の科学研究費補助金の申請に努めなければならない。

## (研究助成金の返還等)

第10条 前条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、委員会の議を経て、学長がその意見を聴き、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- 2 委員会は、前項の規定に基づき、助成金の返還を命じられた者について、助成金が返

還された年度の次の年度から少なくとも3年間は研究助成の申請を受理しないものとする。

(購入物件の帰属)

第11条 研究助成金により購入した図書等は、駒澤大学に帰属する。

- 2 前項の図書等のうち図書及び資料は、研究上必要なときに限り、専任教員として在職中はこれを保管することができる。

(事務所管)

第12条 委員会の事務所管は、教務部とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年10月15日から施行する。
- 2 この規程を実施するため、委員会は、必要な細則を設ける。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第5条第3項により、昭和54年10月15日施行の附則第2項は失効する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

種類	総額	1件あたりの交付額
個人研究助成	800万円	1件70万円を上限とする。
共同研究助成	800万円	1件200万円を上限とする。
出版助成	1,000万円	1件70万円以上100万円以内とする。

## 【参考】

### ○特別研究出版助成細則

昭和56年10月7日

制定

#### (趣旨)

第1条 この細則は、駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程第5条第3項に基づき、出版助成金を適正に交付するために、必要な事項を定める。

#### (助成を受けることができる場合)

第2条 出版助成を受けることができるのは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 駒澤大学特別研究助成を受けた者が、その研究の成果を発表するために出版する場合
- (2) 駒澤大学在外研究員又は国外自費留学者が、研究期間終了後、その研究の成果を発表するために出版する場合
- (3) 文部科学省又は日本学術振興会の科学研究費補助金を受けた者が、その研究の成果を発表するために出版する場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に優れた研究成果を発表するために出版する場合

#### (申請資格)

第3条 出版助成の申請をすることができるのは、当該年度の2月末日までに刊行が確実な完成原稿（翻訳を除く）を保有する者とする。

2 出版助成を受けてから3年を経過しない者は、助成の申請をすることができない。

#### (申請手続)

第4条 出版助成を受けようとする者は、出版社の見積書を添付のうえ所定の計画調書を当該学部長等又は法科大学院研究科長に提出しなければならない。

#### (推薦)

第5条 当該学部長等又は法科大学院研究科長は、前条の規定により提出された計画調書に基づき、学部等教授会又は法科大学院研究科教授会の議を経て、運営委員会が指定する日までに同委員会に推薦するものとする。

2 前項の教授会の決定に際しては、単著を優先して推薦し、共著については、著者全員が本学専任教員であるものについてのみ推薦する。

#### (助成の決定)

第6条 運営委員会は、前条の推薦があったときは、当該推薦に係る書類等を審査し、審査結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の審査結果について適当であると認めた場合には、助成金の交付を決定する。

(助成金の使途)

第7条 出版助成の対象となる経費は、直接出版費に限定する。

(助成金の交付)

第8条 出版助成金の交付を受けるには、出版に関わる経費計算書及び出版物を添付の上、助成金交付申請書を、所定の日までに教務部に提出しなければならない。

(出版助成の明記)

第9条 出版助成金を受けた者は、出版物に○○年度駒澤大学特別研究出版助成を受けた旨を明記しなければならない。

附 則

この細則は、昭和56年10月7日から施行し、昭和55年4月1日以降の申請から適用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。